

不服申立て事案答申第 249 号

不服申立て事案諮問第 276 号

件名：どのような内容で対応したのか分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 10 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 5 年 10 月 26 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、A 警察署員の請求人への対応状況が分かる文書の開示を求める保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、警察安全相談等・苦情取扱票には、「申出者への対応時に対応していることから、文書での回答は行わない」と記載されています。そこで、いつ、誰がどのような内容で対応したのか分かる文書（請求日現在、A 警察署で保管しているもの）と記載されていた。

(イ) 本件審査請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求書に記載の警察安全相談等・苦情取扱票を確認したところ、当該警察安全相談等・苦情取扱票は、特定年月日に審査請求人が A 警察署に対して提出した質問書の取扱状況が記されたものであった。

当該警察安全相談等・苦情取扱票は、特定年月日、審査請求人が A 警察署を訪れ、質問書を提出したため、これを受け取った A 警察署の警察官により作成され、質問書の取扱状況について記録、報告するとともに、以後の取扱い方針について、所属長である A 警察署長の指揮を受けたものである。

そして、取扱票内に「申出者への対応時に対応していることから、文書での回答は行わないこととする。」と記載されており、A 警察署長まで報告された上、所属長指揮事項欄に「了解」と記載され解決したものとされていた。

当該質問書に記載された質問事項は、当該質問書を受け取る以前に、審査請求人から口頭で質問を受けていたものであり、それに対して A 警察署員により口頭で回答していたが、その対応状況を記録した文書は作成しておらず、存在していないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件対象保有個人情報については、(1)ア(イ)のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「これまでどのような対応をしてきたのか記録した文書が存在するので開示を求めます。」と主張している。

しかしながら、A 警察署においては、対応状況を記録した文書は作成されておらず、存在していないことから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、特定年月日に審査請求人が A 警察署に対して提出した質問書の取扱状況が記された警察安全相談等・苦情取扱票における「申出者への対応時に対応している」との記載について、いつ、誰が、どのような内容で対応したのかわかる文書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、特定年月日に審査請求人が A 警察署に対して提出した質問書に記載された質問事項は、当該質問書を受け取る以前に、審査請求人から口頭で質問を受けていたものであり、それに対して A 警察署員により口頭で回答していたが、その対応状況を記録した文書は作成しておらず、存在していないとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は作成しておらず、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

警察安全相談等・苦情取扱票には、「申出者への対応時に対応していることから、文書での回答は行わない」と記載されています。そこで、いつ、誰がどのような内容で対応したのかわかる文書（請求日現在、A 警察署で保管しているもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 2 . 6	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 9 . 3 0 (第 241 回審議会)	審議
6 . 1 0 . 2 8 (第 242 回審議会)	審議
6 . 1 1 . 2 7	答申